



日本における サステナビリティ 報告 2018

目次

エグゼクティブサマリー	1
1. 調査概要	3
1-1. 調査の目的および対象	3
1-2. 調査の方法	3
2. サステナビリティ報告の全般的状況	4
2-1. サステナビリティレポートの発行の状況	4
2-2. サステナビリティ報告の開示方法	6
2-3. 第三者保証	7
2-4. 報告ガイドラインの利用	9
2-5. バウンダリ	10
2-6. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示	11
3. 個別報告項目	12
3-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	12
3-2. 水資源に関する開示	14
3-3. 人権に関する開示	15
3-4. 紛争鉱物に関する開示	16
3-5. 人材の多様性に関する開示	17
3-6. SDGsに関する開示	18
4. おわりに	19

エグゼクティブサマリー

2019年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が2018年に開示したサステナビリティ情報を対象とし、報告の実態を調査した。主要な調査結果は、以下の通りである。

サステナビリティ報告の全般的状況

- 225社のうち217社（96%）がサステナビリティ報告を行っており、この比率は過去3年間同様の水準にある。
- サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートと独立したサステナビリティレポートの2種類のレポートを発行している企業が増え、報告企業の75%（163社）となった。サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートのみを発行している企業（27社）は減少傾向にある。
- 非財務情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。非財務情報に対して第三者保証を受けている企業は110社となり、サステナビリティ報告を行っている企業の半数を超えた。
- GRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は、前年の31社から35社へと増加した。
- 情報利用者の要請に応えるべく、多くの日本企業が環境パフォーマンスデータの開示の範囲を拡大している。単体や国内グループ会社だけでなく、海外グループ会社までを含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は、前年の133社から141社へと拡大している。
- 重要課題を最初に明確にした上で、それを起点として目標設定を行い、取組や実績を開示するということが日本企業の間でも定着しつつある。重要性の決定プロセスと重要課題を開示する企業は131社となり、開示企業の60%となった。

個別報告項目

- 168社（77%）の企業が温室効果ガス排出量の削減目標を設定している。自動車、電力・石油・ガス、精密機器、繊維の4業種で削減目標を開示する企業の割合が100%であるのに対し、不動産（20%）と鉄鋼（25%）では削減目標を開示している企業の割合が低い。2050年の削減目標を開示している企業は前年から10社増え39社となった。
- 気候変動に関わるリスクや機会について、定性的な情報を開示する企業が増加している。気候変動シナリオについて説明している企業は11社、気候変動に関連するガバナンスについて説明している企業は20社あった。
- 190社（88%）が水使用量を開示しており、そのうち72社（33%）は水使用量に関する目標設定を行っている。
- サプライチェーンにおける人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業は74社、モニタリングの結果を開示している企業は33社であり、前年からそれぞれ10社程度増えている。サプライチェーンにおける人権リスクを重要と捉え、サプライチェーンでの人権配慮への対応を進めている企業が増加していると考えられる。
- 女性管理職比率を開示している企業は183社（84%）であり、前年より22社増加している。また、134社（62%）が女性管理職比率の目標値を開示している。一方、役員的女性比率を開示する企業は98社（45%）と少なく、目標値を開示している企業は9社（4%）であった。女性の登用に関する取組や目標、各階層の男女比率に関する開示が進むなかで、役員における女性比率の目標開示は進んでいない。
- 自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は大幅に増加しており、SDGsに基づく重要課題の分析や見直し、SDGsに基づく目標設定を実施している企業も着実に増えている。しかし、既存の取組みとSDGsとのマッピングを行うにとどまっている企業が多く、SDGsに基づく目標を設定している企業はまだ少ないと言える。



1 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態についてさまざまな角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることを目的として2010年から毎年継続的に実施しており、今回が9年目の調査となる。

本調査では、2019年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2018年に開示したサステナビリティ情報を対象としている。日経225は全35業種で構成されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の21業種に区分している。

業種	会社数	業種	会社数
食品	11	建設	9
繊維	4	小売業	8
化学	18	銀行・証券・保険・その他金融	21
医薬品	9	鉄道・バス	8
電力・石油・ガス	7	通信	6
窯業	8	サービス	12
鉄鋼業	4	商社	7
非鉄・金属	11	精密機器	5
機械	16	不動産	5
電気機器	27	その他	19
自動車	10	合計	225

1-2. 調査の方法

本調査は、前述の調査対象企業が冊子やウェブサイトで公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2019年1月から2019年2月の期間で実施した。

本調査における「サステナビリティレポート」の定義は、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体としており、環境的側面のみが報告対象となっているレポートを含む。また、CSR報告書、社会・環境報告書などの報告書のタイトルは問わない。

さらに、サステナビリティ報告の形態が多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけでなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTMLの形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTMLの形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織（バウンダリ）や対象期間といった要素が記載されている場合に、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

なお本レポートの文中に記載している割合（%）については、特に言及がない場合は分母をサステナビリティレポートを発行している企業（以下、「報告企業」という）の社数としている。

2 サステナビリティ報告の全般的状況

報告企業の75% (163社) がサステナビリティ情報を含むアニュアルレポートと独立したサステナビリティレポートの2種類のレポートを発行している。

サステナビリティ情報に信頼性を付与する第三者保証は着実な広がりを見せており、2018年は110社 (51%) のサステナビリティレポートが第三者保証を受けている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象とした225社のうち、217社 (96%) がサステナビリティレポートやアニュアルレポートでサステナビリティ情報を開示している。2013年以降、報告企業の割合は95%前後で安定的に推移している (図1)。業種別にみると、報告企業の割合は多くの業種において100%に達しているが、機械、小売業、銀行・証券・保険・その他金融、サービスなどで、サステナビリティレポートもしくはサステナビリティ情報を含むアニュアルレポートの発行を行っていない企業がある (表1)。

図1 サステナビリティレポートの発行の状況

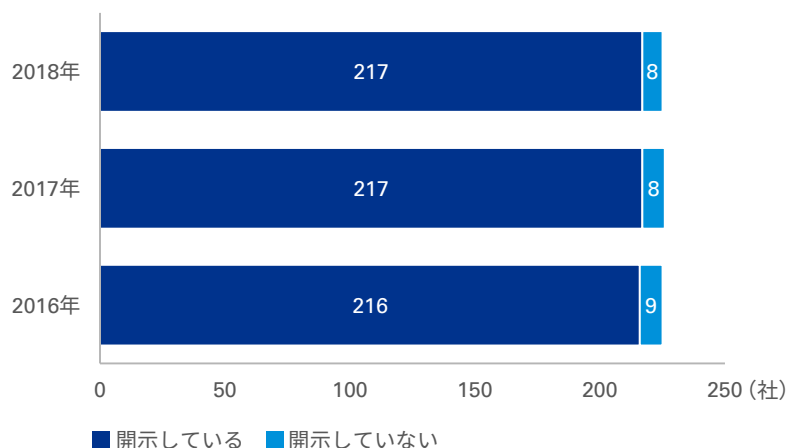


表1 サステナビリティレポートの発行の状況（業種別）

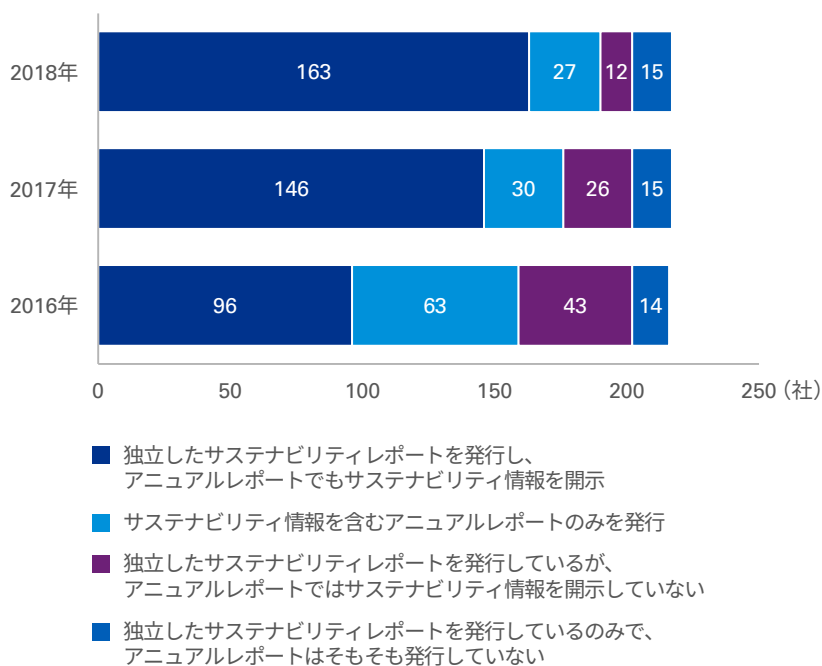
業種	会社数	発行あり	発行なし	割合
食品	11	11	0	100%
繊維	4	4	0	100%
化学	18	18	0	100%
医薬品	9	9	0	100%
電力・石油・ガス	7	7	0	100%
窯業	8	8	0	100%
鉄鋼業	4	4	0	100%
非鉄・金属	11	11	0	100%
機械	16	15	1	94%
電気機器	27	27	0	100%
自動車	10	10	0	100%
建築	9	9	0	100%
小売業	8	7	1	88%
銀行・証券・保険・その他金融	21	19	2	90%
鉄道・バス	8	8	0	100%
通信	6	6	0	100%
サービス	12	9	3	75%
商社	7	7	0	100%
精密機器	5	5	0	100%
不動産	5	5	0	100%
その他	19	18	1	95%
合計	225	217	8	96%

2.2. サステナビリティ報告の開示方法

サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートを発行し、独立したサステナビリティレポートを別途発行している企業は前年の146社から163社に増加した。サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートのみを発行している企業(27社)は減少傾向にある(図2)。ESG投資家をはじめとする幅広いステークホルダーの情報ニーズに対応すべく、アニュアルレポートにおいてサステナビリティ情報を開示するだけでなく、独立したサステナビリティレポートにおいて詳細なサステナビリティ情報を開示する企業が増えていると推察される。

アニュアルレポートの中でサステナビリティ情報を開示している企業(190社)のうち、「統合報告」として述べているのは115社(61%)であり、International Integrated Reporting Council (IIRC)の統合報告フレームワークを参照している企業は79社(42%)であった。

図2 サステナビリティ報告の開示方法



2-3. 第三者保証

非財務情報への第三者保証は、企業の環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的として実施される。近年、非財務情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。2018年に非財務情報に対して第三者保証を受けている企業は110社となり、報告企業のなかで第三者保証を受けている企業が、第三者保証を受けていない企業を初めて上回った。

業種別にみると、商社は全ての企業が第三者保証を受けているのに対して、鉄鋼、鉄道・バス、サービスでは第三者保証を受けている企業が少なく、各業種で1社に留まっている(表2)。

環境パフォーマンス指標と社会パフォーマンス指標の第三者保証を受けている企業は年々増加している一方で、環境パフォーマンス指標を保証対象としている企業のうちの1/3強は温室効果ガス(GHG)排出量のみを保証対象としている(図4)。情報利用者が関心を持つ企業の環境パフォーマンスはGHG排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、GHG排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。

図3 第三者保証を受けているレポート

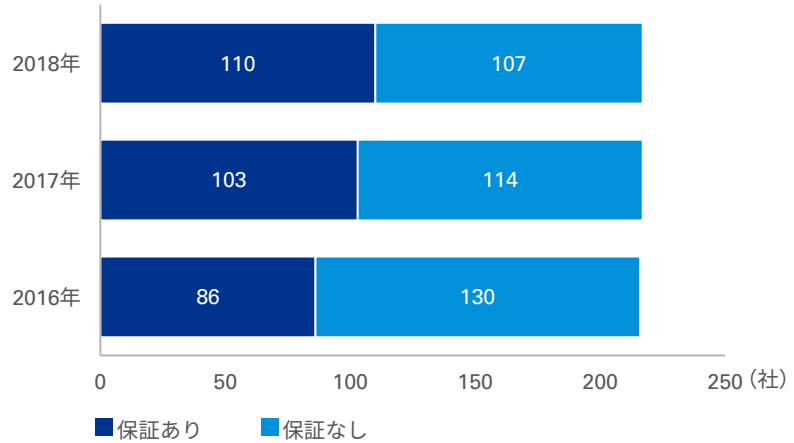
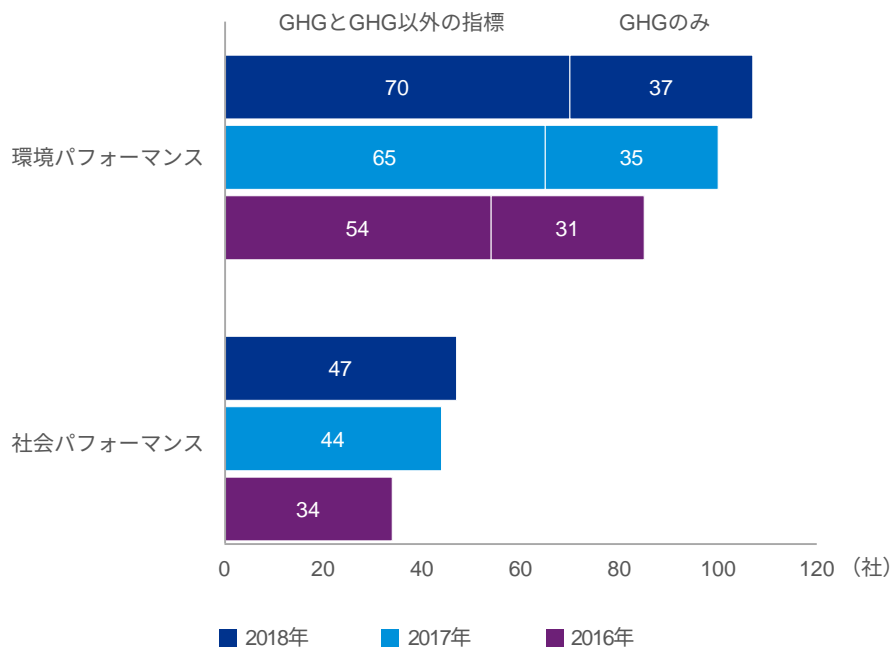


表2 第三者保証を受けている企業 (業種別)

業種	会社数	保証あり	保証なし	割合
商社	7	7	0	100%
医薬品	9	6	3	67%
非鉄・金属	11	7	4	64%
精密機器	5	3	2	60%
化学	18	10	8	56%
建築	9	5	4	56%
食品	11	6	5	55%
機械	15	8	7	53%
電気機器	27	14	13	52%
繊維	4	2	2	50%
窯業	8	4	4	50%
自動車	10	5	5	50%
通信	6	3	3	50%
電力・石油・ガス	7	3	4	43%
小売業	7	3	4	43%
銀行・証券・保険・その他金融	19	8	11	42%
不動産	5	2	3	40%
鉄鋼	4	1	3	25%
鉄道・バス	8	1	7	13%
サービス	9	1	8	11%
その他	18	11	7	61%
合計	217	110	107	51%

図4 環境・社会パフォーマンス指標に対する保証

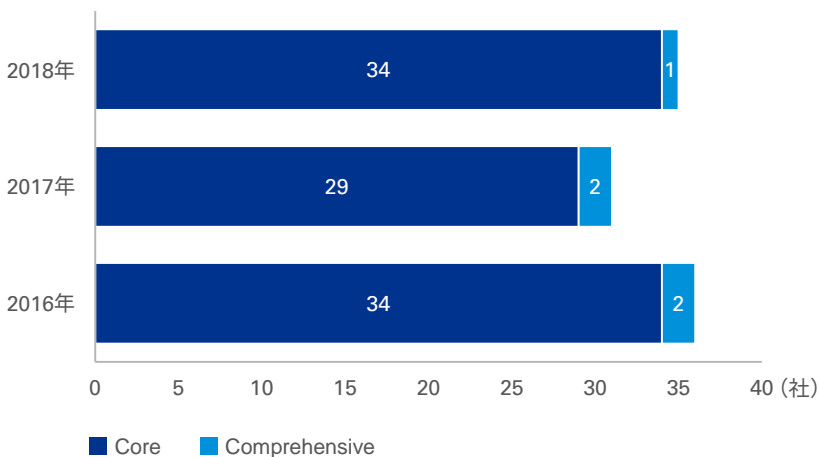


2.4. 報告ガイドラインの利用

報告ガイドラインとして広く利用されているのはGRIスタンダードや環境省の「環境報告ガイドライン」である。GRIスタンダード（あるいはG4ガイドライン¹）を利用している157社²のうち、Comprehensive（包括）の水準で準拠している企業は前年から1社減り1社に、Core（中核）の水準での準拠を宣言している企業は前年から5社増えて34社となった（図5）。

しかし、多くの日本企業は準拠規程を満たさずにGRIスタンダードやGRIガイドラインを利用している。GRIのReports List³によれば、世界的には準拠規程を満たさない形でガイドラインを利用する企業は少数派であることから、日本企業のGRIスタンダードの利用方法は特異的であると言える。準拠規程を満たす形でGRIスタンダードを利用する日本企業が増えることが期待される。

図5 GRIスタンダードへの準拠を宣言しているサステナビリティレポート

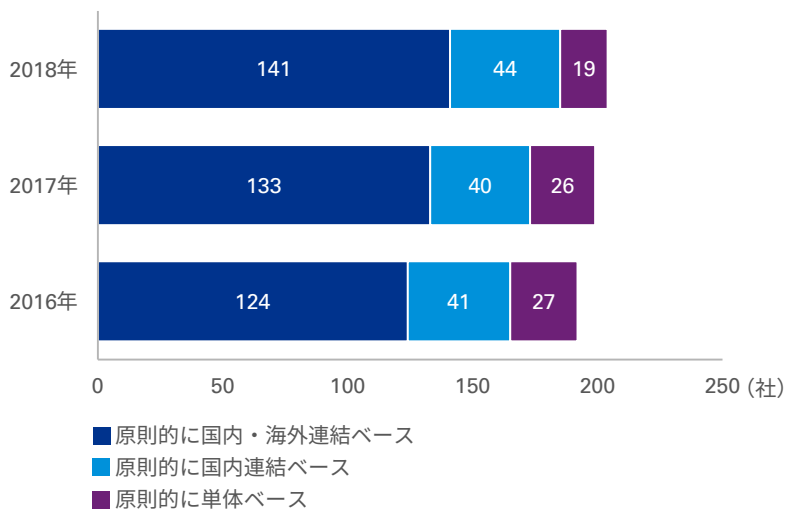


1. 2018年6月30日までに発行されたレポートはG4ガイドラインの利用が可能であったため、本年調査まではG4ガイドラインを利用している企業を調査対象に加えている。
2. GRIスタンダードの利用に際しては、Core（中核）またはComprehensive（包括）のいずれかのレベルの準拠規程を満たすか、完全には準拠規程を満たさずに利用するかの選択肢が示されており、準拠規程を満たさない利用の場合にも、具体的な利用箇所を内容索引の形で記載することなどが示されている。この157社には、GRIスタンダードに準拠している企業、完全には準拠していないもののGRIスタンダードが求める情報を記載している企業、準拠しておらずGRIスタンダードの求める情報を記載していない企業が含まれる。
3. www.globalreporting.org/services/Analysis/Reports_List/Pages/default.aspx

2-5. バウンダリ

情報利用者の要請に応えるべく、多くの日本企業が環境パフォーマンスデータの開示の範囲（バウンダリ）を拡大している。単体や国内グループ会社だけでなく、海外グループ会社を含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は前年から8社増え、2018年は141社であった。国内連結ベースで開示している企業も前年の40社から44社に増えている（図6）。国内・海外を含めた連結ベースでの情報開示は投資家にとって有用な情報となることから、グローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示する企業が、今後も増えていくことが予想される。

図6 環境パフォーマンス指標のバウンダリ

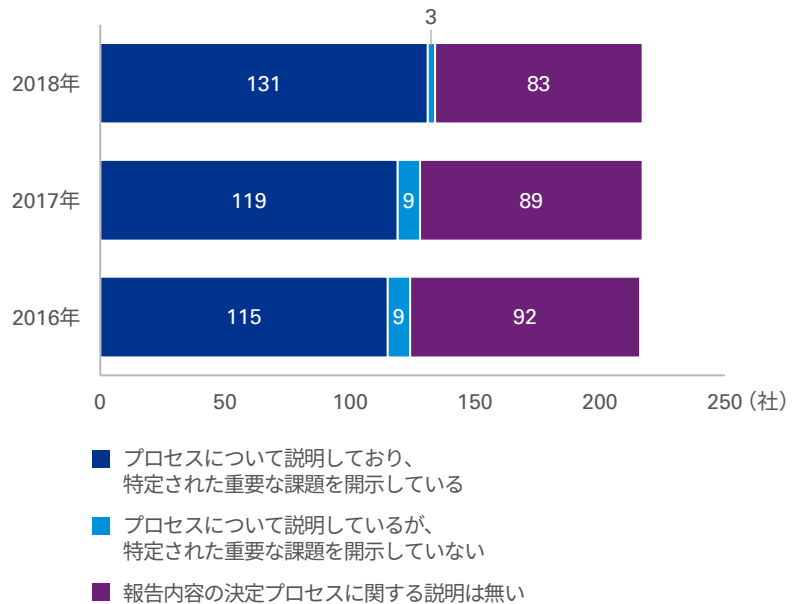


2-6. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

サステナビリティに関連する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとって全ての課題が等しく重要であるわけではない。サステナビリティ情報の利用者は、将来的な企業価値や社会に大きなインパクトを及ぼす(可能性のある)重要な課題に関する情報を得たいと考えており、そのような重要な課題にフォーカスされた情報開示を企業に期待している。したがって、企業自らがどのように個々のサステナビリティ課題の重要性を検討し、結果としてどのような課題を重要課題として特定したかという情報は、情報利用者のニーズにかなうものである。

重要性の決定プロセスと特定された重要課題について開示している企業は前年の119社から131社に増加した(図7)。また、決定プロセスに関する説明がなかった83社のうち30社は、特定された重要課題を開示しており、2018年は合計で161社(74%)が重要課題を開示している。

図7 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無と重要課題の開示状況



3 個別報告項目

気候変動、水資源、人権、紛争鉱物など、企業が自らの操業やサプライチェーンにおけるリスクとして対応する責任が問われる領域が拡大している。本調査ではこうした個別課題に関する開示状況の推移を分析した。

3-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

温室効果ガス排出量の削減目標を開示している企業は増加しており、2018年は168社（77%）となった（図8）。業種別にみると自動車、電力・石油・ガス、精密機器、繊維の4業種で開示割合が100%になっているのに対して、不動産（20%）や鉄鋼（25%）では開示している企業の割合が低い。

温室効果ガス排出量の削減目標を設定している企業のうち、2020年までの目標を設定している企業は減少し、反対に、2021年以降を目標年とした中長期目標を設定している企業は前年から大幅に増加した（図9）。39社は、2050年を目標年とした長期目標を設定している。2015年12月に採択されたパリ協定や、2016年5月に閣議決定された「2030年度までに13年度比で26%削減する」という「地球温暖化対策計画」を受けて、中長期的な温室効果ガス排出量の削減目標を設定する企業が増えていると考えられる。

図8 温室効果ガス排出量削減目標の設定

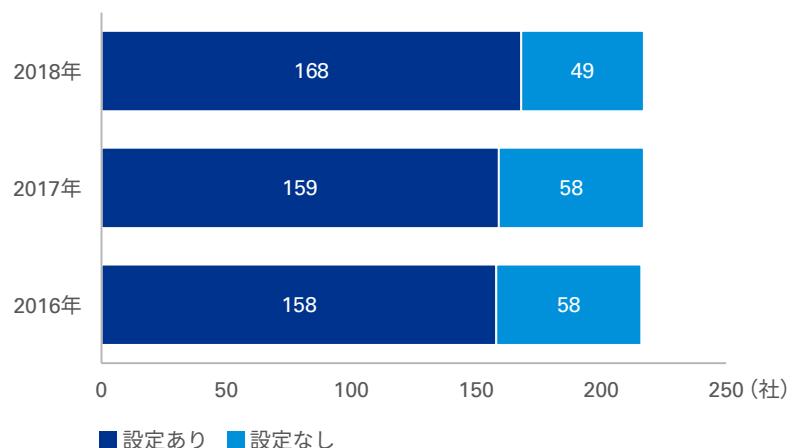
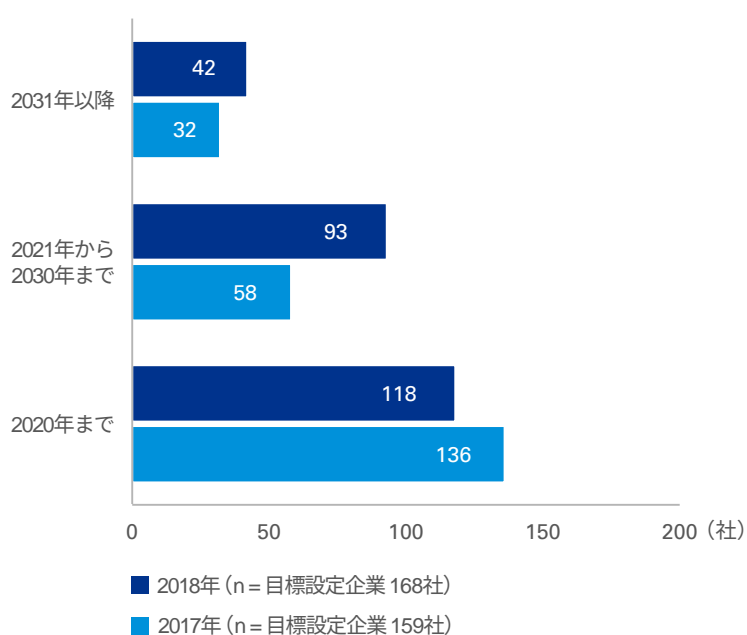


図9 温室効果ガス排出量の目標設定期間



また、気候変動に伴うリスクや機会について説明している企業は85社に、気候変動に伴うリスクや機会に対する戦略やアプローチについて説明している企業は73社に増加している(図10)。さらには、2°Cシナリオなどの気候変動シナリオについて説明している企業は11社、気候変動に関連するガバナンスについて説明している企業は20社あった。今後はTask Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) の提言に沿った情報開示を行う企業が徐々に増えていくと考えられる。

温室効果ガス排出量は、スコープ1(燃料の使用などによって直接排出される温室効果ガスの排出量)、スコープ2(外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガスの排出量)、スコープ3(スコープ1、2以外の間接的排出量)に区分される。スコープ3排出量を開示している企業は前年から9社増えて142社(65%)となり、全てのカテゴリにおいて開示企業は増加している(図11)。

図10 気候変動に関わる定性的な記述

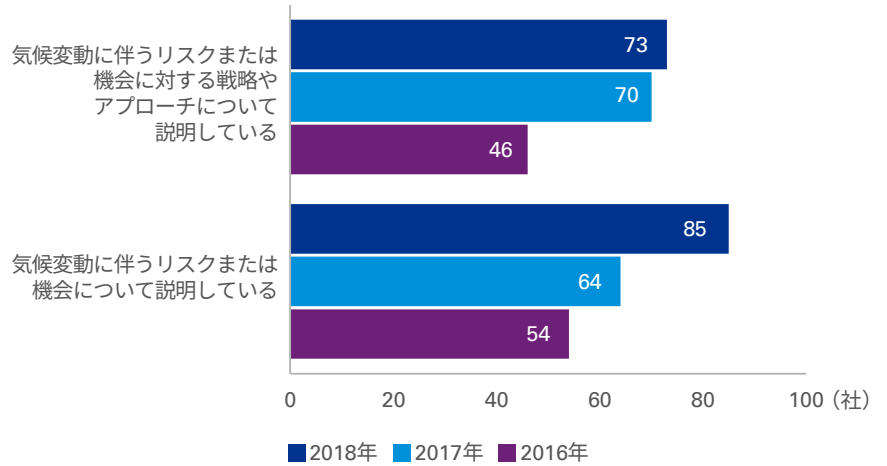
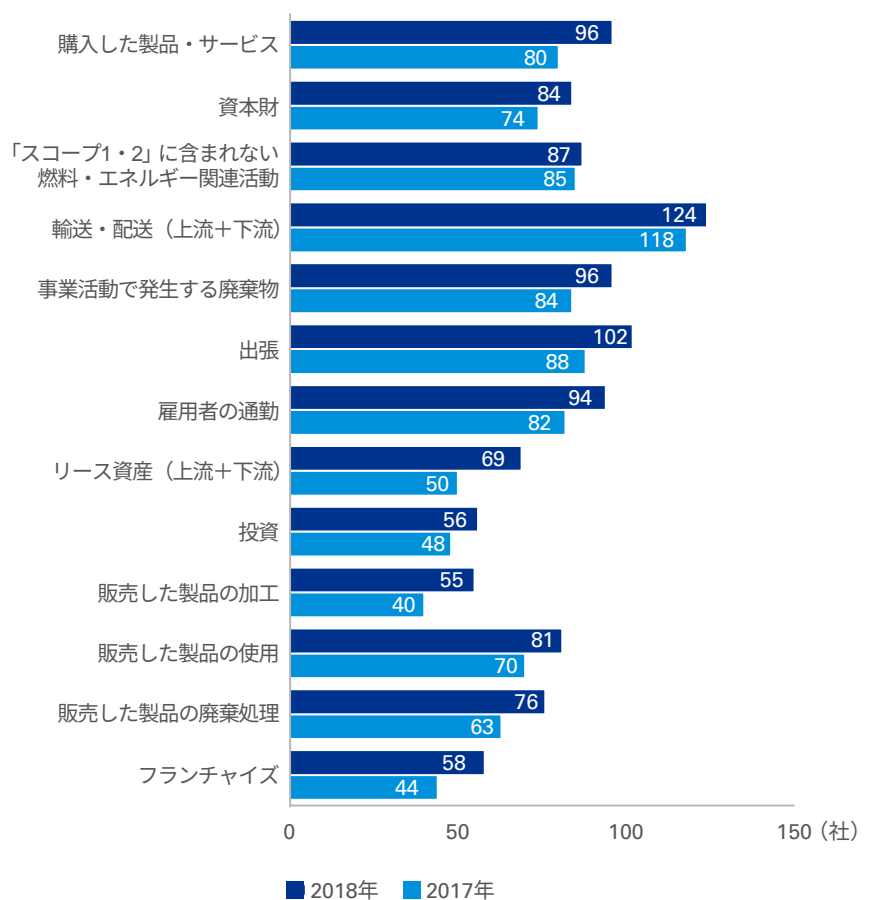


図11 スコープ3排出量開示の推移

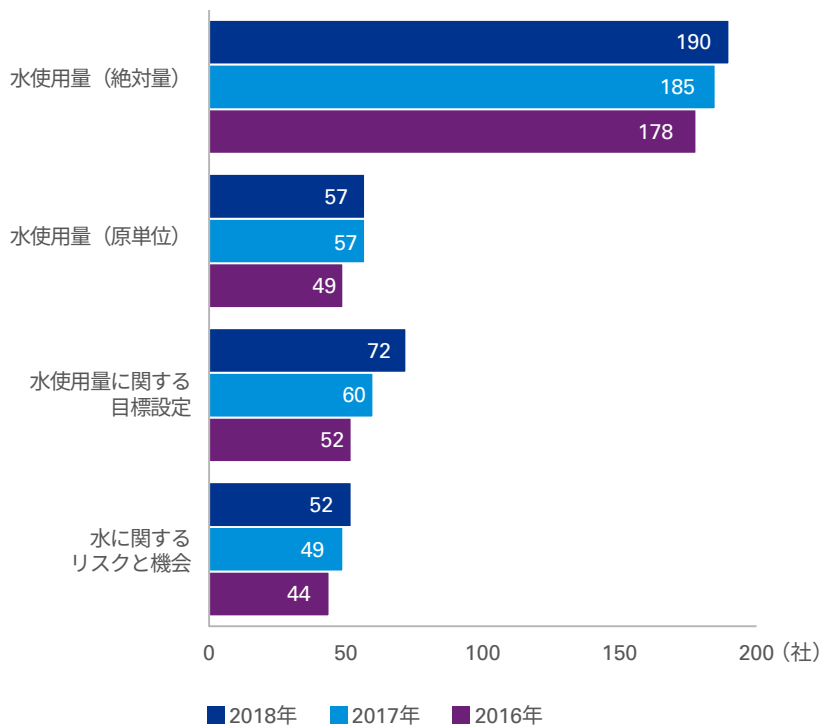


3-2. 水資源に関する開示

人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、水に対する需要は増加している。人口増加や農産物の生産増に起因する淡水需要の増加を受け、世界の多くの地域において水ストレスは今後ますます深刻になると予想されている。これは、特に海外に生産拠点を有している日本企業や海外からの原材料に依存している日本企業にとってはリスクである。このような水リスクに気付いた投資家は、企業がどのような水リスクにさらされており、水リスクに対してどのような対応戦略をもっているか知りたいと考えている。

水使用量を開示している企業は190社（88%）であり、年々増加している。また、72社（33%）は水使用量に関する目標設定を行っている。水に関連するリスクと機会に関する情報を開示している企業は前年よりわずかに増えて52社となった（図12）。水に関連するリスクや機会への対応策を開示している企業は46社あったが、水使用量などの定量的な情報に比べて開示している企業は少ない。

図12 水資源に関する開示



3-3. 人権に関する開示

自社の操業における人権の尊重や保護に関する基本的な方針やコミットメントを表明している企業は180社（83%）と前年から12社増加している。また、人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業、人権に関するモニタリング結果を開示している企業は、それぞれ60社（28%）と23社（11%）に増加した（図13）。

サプライチェーンにおける人権の尊重や保護に関して、方針やコミットメントを表明している企業は138社、リスク評価やデューデリジェンスのプロセスを開示している企業は74社、モニタリングの結果を開示している企業は33社と、それぞれ前年から増加している（図14）。また、第三者機関を活用した人権デューデリジェンスの実施状況や調査結果を開示している企業は8社であった。事業活動がグローバル化する中で、サプライチェーンにおける人権リスクをより重要と捉え、サプライチェーンでの人権配慮への対応を進めている企業の姿勢がうかがえる。

2015年10月にイギリスで施行された「現代奴隷法」は、強制労働や人身売買などの禁止、その被害者保護のための独立委員会の設置に関する規定を含む包括的な法律となっている。現代奴隷法は、イギリスで製品やサービスを提供する一定規模以上の組織に対して、「奴隷制・人身取引報告書（Slavery and human trafficking statement）」を作成し、ホームページなどで公表することを義務付けており、同法の適用を受け、対応を求められている日本企業も少なくないと考えられ、実際に「奴隷制・人身取引報告書」をホームページで開示している企業もある。

図13 人権に関する開示内容（自社）

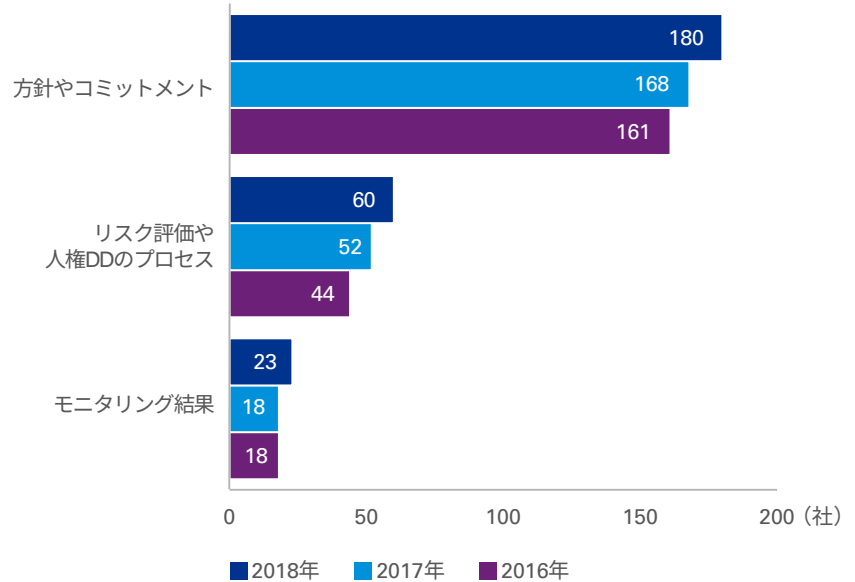
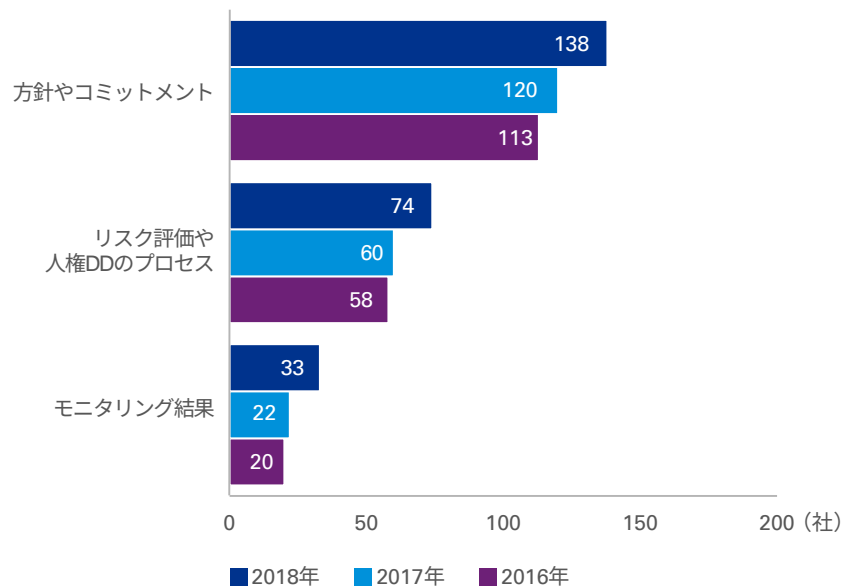


図14 人権に関する開示内容（サプライチェーン）

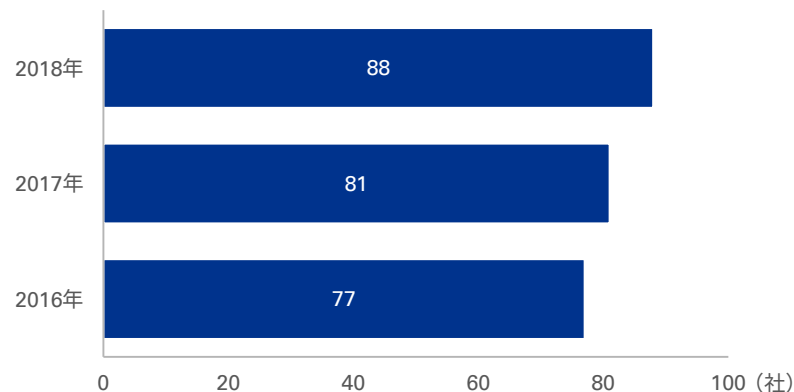


3-4. 紛争鉱物に関する開示

金、スズ、タンタル、タングステンの4鉱物は、コンゴ民主共和国やその周辺国において武装勢力や反政府組織の資金源となっている場合があり、企業がこれらの鉱物を調達することが間接的に非人道的行為や紛争の長期化、人権侵害を助長することにつながるとして、米国では紛争鉱物開示規則が成立した。米国の証券取引所に上場する企業は、自社製品に上記4鉱物（いわゆる「紛争鉱物」）を使用しているか否かを証券取引委員会（SEC）に報告することが規定された。この規則は、SEC登録企業に対しサプライチェーンの調査およびデューデリジェンスの実施を求めており、電子機器・通信・自動車・産業機器をはじめとした広範な業種のサプライチェーンにおいて、SEC非登録企業を含む多くの企業にその影響が及ぶものとなっている。また、欧州においても紛争鉱物資源に関する規則が定められ、2021年1月からEU域内の精錬企業や輸入事業者は、調達する鉱物が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューデリジェンスを実施することが求められている。

このような動きを受け、紛争鉱物に関する方針や取り組みを開示する企業数は増加傾向にあり、2018年は88社（41%）が開示している（図15）。

図15 紛争鉱物に関する開示



3-5. 人材の多様性に関する開示

産業の競争力を維持・強化していく上では、多様な人材の活用が欠かせない。特に、企業においては管理職や役員などの指導的地位への登用を含め、女性がその能力を最大限に活用することが期待されている。2015年6月に東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コードでは、「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」(原則2-4)が上場企業に求められた。さらに2018年6月の同コードの改訂では、「取締役会は、(中略)ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」(原則4-11)とされた。コーポレートガバナンス・コードとステewardシップ・コードの附属文書として金融庁が公表した投資家と企業の対話ガイドラインに基づき、取締役として女性が選任されているかなど、原則の実施状況の説明を投資家から求められる可能性がある。

マネジメント層の男女比率を開示する企業は年々増えており、2018年に管理職の男女比率(あるいは女性比率)を開示している企業は183社(84%)、役員の男女比率(あるいは女性比率)を開示している企業は98社(45%)となった。また、従業員と新入社員の男女比率を開示している企業はそれぞれ173社(80%)と124社(57%)となっている(図16)。

2018年に女性の登用に関する方針と取組を開示している企業は、それぞれ159社(73%)と203社(93%)であった。また、女性管理職比率の目標を開示している企業は134社(62%)と過半数の企業が開示しているのに対し、女性役員比率の目標を開示している企業はわずか9社(4%)に留まっている(図17)。女性の登用に関する方針や取組、女性管理職比率の目標、組織内の男女比率に関する開示が進む一方で、役員における女性比率の目標開示は進んでいない。

図16 役員・管理職・従業員・新入社員の女性比率に関する開示

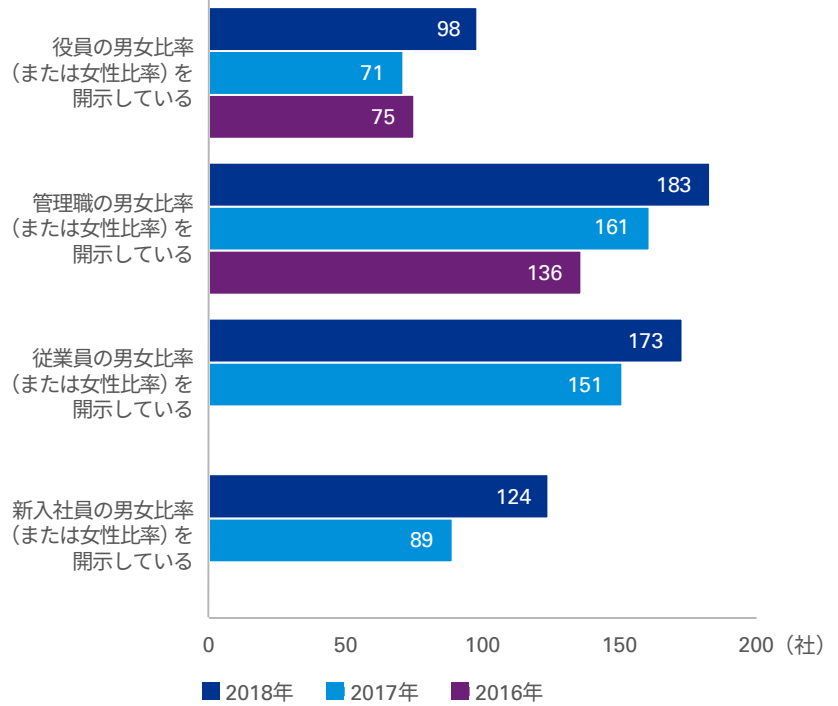
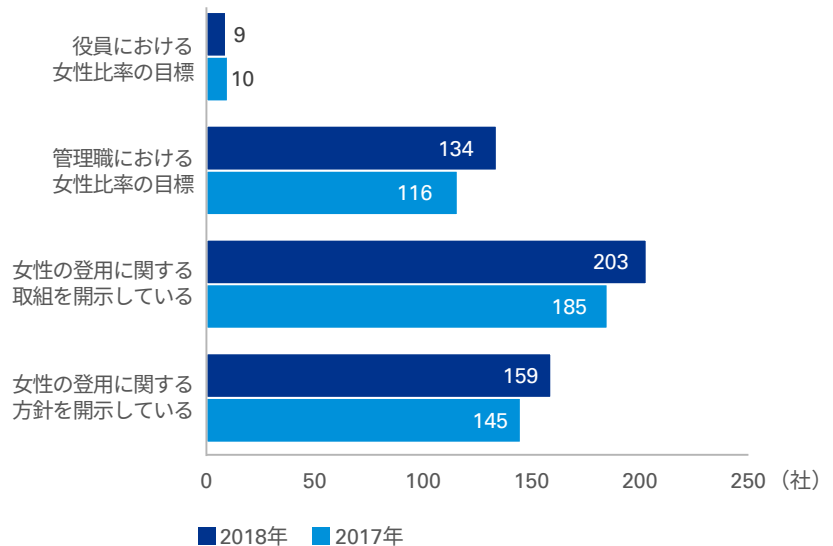


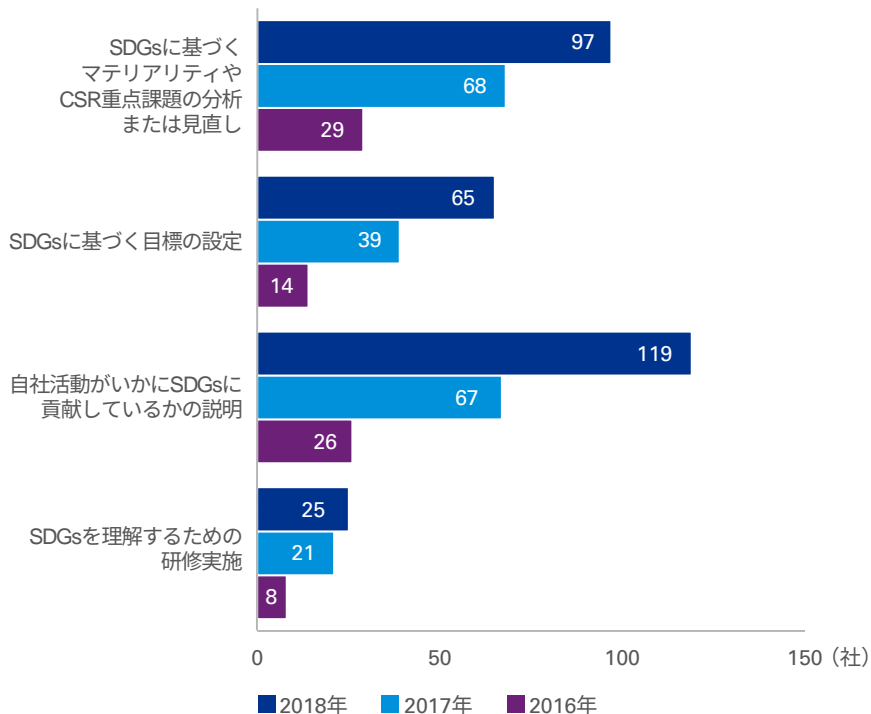
図17 女性の登用に関する方針・取組・目標の開示



3-6. SDGsに関する開示

2015年に採択されたSustainable Development Goals (SDGs) は、17の分野別の目標と169のターゲットによって構成されており、企業は目標を達成する上での重要なパートナーと位置づけられている。自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は前年の67社から119社(55%)へと大幅に増加しており、SDGsに基づいた重点課題の分析や見直しを行っている企業は97社(45%)に、SDGsに基づく目標設定を行っている企業は65社(30%)に増加している(図18)。調査を開始した2016年に比べ、SDGsに関連する企業の取組みに関する情報開示は大幅に増えているものの、既存の取組みとSDGsとのマッピングを行うにとどまっている企業が多く、SDGsに基づく目標を設定している企業はまだ少ないと言える。

図18 SDGsへの取組に関する開示



4 おわりに

日経225の構成銘柄となっている日本企業225社のうちの217社 (96%) がサステナビリティ報告を行っている。

サステナビリティ情報に対する第三者保証も着実な広がりを見せており、2018年は報告企業の過半数 (110社) がサステナビリティレポートの第三者保証を受けている。このように、日本企業のサステナビリティ報告には着実な進展がみられるものの、その開示内容には世界的な開示慣行やステークホルダーの情報ニーズに照らすと以下のような課題が残る。

重要な情報へのフォーカス

重要性の検討プロセスと結果として特定された重要課題について開示している企業は、報告企業全体の60%にまで増加しており、重要課題を最初に明確にした上で、それを起点として目標設定を行い、取組や実績を開示するということが日本企業の間でも定着しつつあると考える。しかし、まだ4割の報告企業は、サステナビリティ課題の重要性の評価を行っていない(あるいは少なくとも重要性の決定プロセスについての説明を行っていない)。サステナビリティ情報の利用者のニーズを考慮すれば、企業が固有の状況に照らして重要性評価を行い、重要な情報にフォーカスされた報告を行うことがより一般的な慣行となる必要がある。

報告基準への対応

報告基準として広く用いられているGRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は前年の31社から35社に増加したが、大多数は準拠規程を満たさずにGRIスタンダードを利用している。しかし、世界的には多くの企業がガイドラインに準拠していると主張しており、多数の日本企業が準拠規程を満たさない形でGRIスタンダードを利用する状況は特異的であると言える。企業が開示するサステナビリティ情報の透明性や比較可能性を確保するためには、何らかの世界的な報告基準(もちろんGRIスタンダードがその一つである)に準拠した報告を行うことが望まれる。

環境パフォーマンス指標の保証の範囲

開示するサステナビリティ情報に対して第三者保証を受けている企業は110社に増加し、報告企業の過半数を超えた。このうち3社を除く107社は環境パフォーマンス指標について第三者保証を受けているが、そのうちの1/3強はGHG排出量のみを保証対象としている。情報利用者が関心を持つ企業の環境パフォーマンス指標はGHG排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、GHG排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。

気候変動に関する情報開示

気候変動に伴うリスクまたは機会に対する戦略やアプローチについて説明している企業は前年からわずかに増えて73社となったが、依然としてその割合は低い。また、気候変動シナリオや自社のガバナンスについて説明している企業も少数に留まっており、気候関連財務情報を利用する側の情報ニーズがさらに高まってきていることを鑑みると、企業は従来の温室効果ガスの排出実績や目標に関する情報に加え、TCFDの提言に沿った、気候変動に関連するガバナンス、戦略、リスクや機会についての情報開示を拡充する必要があると言える。

人材の多様性に関する情報開示

女性の登用に関する方針や取組、管理職の男女比率の目標と実績、従業員や新入社員の男女比率などを開示する企業が大きく増えた。一方で、女性役員比率の目標を開示している企業は9社と少数に留まっており、女性役員の比率を開示している企業(98社)においても9割の企業は目標を開示していない。2018年6月のコーポレート・ガバナンスコードの改訂により取締役メンバーの多様性確保の実施と個別企業の事情を踏まえた対話が求められることから、役員を含めた女性の登用に対する企業の目標や実績の開示が、今後ますます重要になると考えられる。

SDGsに関する情報開示

自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は大幅に増加しており、SDGsに基づく重要課題の分析や見直し、SDGsに基づく目標設定を実施している企業も着実に増えている。SDGsに関連する企業の取組みに関する情報開示は大幅に増えているものの、既存の取組みとSDGsとのマッピングを行うにとどまっている企業が多く、SDGsに基づく目標を設定している企業はまだ少ないと言える。

Contact us

齋藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

取締役

T: (06) 7731 1304

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 19-1023

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.